

令和8年6月19日

保護者の皆様

東広島市教育委員会

学校給食のパンについて（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、日頃より学校給食の運営にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

このたび、学校給食で提供しているパンについて製造業者（ナガイパン）より、令和8年9月から、学校給食用パンと同じ製造ラインにおいて、新たにピーナッツを使用した製品の製造を始める予定であるとの連絡がありました。

工場では十分な衛生管理が行われますが、ピーナッツがごく微量混入する可能性（コンタミネーション）も考えられます。

そのため、ピーナッツの食物アレルギーをお持ちのお子様で、給食のパンの喫食はできないと判断される場合は、学校へお申し出ください。すでに、パンの喫食を停止している場合は、対応は不要です。

なお、このお知らせはナガイパンが製造したパンの提供を受けている学校の保護者の皆様にのみお配りしております。

9月以降、新たにパンの喫食を停止する場合の提出書類について

○：提出が必要な書類

	様式1 (東広島市学校給食アレルギー対応実施意向調査票)	様式2 (学校生活管理指導表兼食物アレルギー状況確認票)	【小学校】 東広島市学校給食（変更・停止・再開）届 【中学校】 東広島市食物アレルギー等による学校給食費減額申請書
すでに「ピーナッツ」について記載のある様式1および様式2を提出している場合	—	—	○（保護者記入）
すでに様式1と様式2を提出しているが、ピーナッツの記載がない場合	—	○（医師が記入） ピーナッツについても記載する	○（保護者記入）
これまでに様式1および様式2を提出していない場合	○ (保護者記入)	○ (医師が記入)	○（保護者記入）

【参考】パンの製造業者（ナガイパン）におけるアレルギー管理について

○製造後の清掃の徹底

ピーナッツ使用製品の製造後には、製造ラインの入念な清掃を実施し、次工程への残留・混入がないよう管理を徹底します。

○備品の区分け

製造に使用する器具や備品については、ピーナッツ専用のもので使い分けることで、物理的な接触を防止します。

○原材料の保管管理

入荷したピーナッツ原料については、他の原料への付着や混入を防ぐため、保管場所を明確に分けて管理します。

担当 学事課保健給食係
電話 082-420-0975